

# 第1 地域福祉の推進

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

少子高齢社会の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、家族のセーフティーネット機能が縮小するとともに、地域における人と人とのつながりも希薄になってきています。一方で、地域における課題は、社会的な孤立や孤独などさまざまな問題が複雑にからみ合い多様化しており、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための新たな支え合い（共助）の仕組みづくりが求められています。

そこで、市は「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域における「新たな支え合い（共助）」の仕組みである「地域ケアネットワーク」の推進に取り組み、平成26年度、市内7住区すべてに地域ケアネットワークを設立し、それぞれの活動支援を行っています。また、地域福祉活動を推進する担い手として、傾聴ボランティア（注1）、認知症サポーター（注2）、地域福祉ファシリテーター（注3）などの福祉人財を養成するとともに、その活動を支援しています。さらに、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援の仕組みづくりに努めるとともに、地域での見守りや安否確認を協働して行うため、民生・児童委員をはじめ地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、見守り協力団体等との連携を強化し、見守りネットワーク事業に取り組んでいます。

今後は、市内7住区すべてに設立した地域ケアネットワークの活動の充実と発展に向けた支援や、災害時に高齢者や障がい者などの安否確認や避難支援を行うための共助による支援の仕組みづくり（災害時避難行動要支援者支援事業）を確立し、支援を行うことが課題です。

（注1）傾聴ボランティア：高齢者や介護者等のお話を聴く「お話し相手ボランティア」のことです。お話を聴くことで、相手の方の“心”に寄り添い、生きる元気をもってもらえるよう支援する活動です。

（注2）認知症サポーター：認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。

（注3）地域福祉ファシリテーター：住民の立場から、地域の福祉課題や地域の中で支援を必要としている人を発見し、自らが持つ能力や人脈、社会資源を活かしながら、具体的な「新たな支え合い」活動を企画・実施するために必要な知識と技術を習得した市民のことをいいます。

### ● 施策の方向

地域においてすべての市民がともに支え合い、地域社会に生きる一員として安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくりをめざし、すべての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力（自助）」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動（共助）」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策（公助）」が相互に連携して推進されることにより、「高福祉のまち」の実現に向けた取り組みを推進します。

具体的には、「コミュニティ創生」の取り組みの1つとして、市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み（地域ケアネットワーク、災害時避難行動要支援者支援事業や見守りネットワーク事業等）の拡充を図るとともに、保健・医療・福祉の連携や福祉人財の養成を進め、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざします。

## Ⅱ まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
福祉ボランティアの参加者数	18,310人	23,060人	23,500人	24,600人
地域ケアネットワークの 設立住区数及び活動の充実	4住区	7住区	充実・発展	充実・発展

各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする地域福祉活動の参加者数（延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体やNPO法人）による「支え合う福祉」の目安となる指標です。平成26年度に全住区で設立された地域ケアネットワークについては、活動の充実と発展をめざします。

## Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民、福祉団体・福祉施設関係者は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくために、さまざまな課題の解決に向けて、個人やその家族の努力や住民同士が力を合わせる助け合い、支え合い、公的サービスの連携のもとで、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉を推進します。

### ● 市の役割

- 市は、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくるとともにその活動を支援します。また、地域福祉活動の担い手となる福祉人材の養成とその活動を支援します。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

### 1 計画の改定等と推進

● 主要 主要事業    ● 推進 推進事業

(1) 健康福祉総合条例に基づく取り組みの推進		①健康福祉総合条例の改正の検討
(2) 「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	● 主要	①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進

### 2 「コミュニティ創生」による「ともに生きる」地域づくり

(1) コミュニティ創生の推進	● 主要	①コミュニティ創生の次なるステップに向けた取り組みの展開 ▶「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照
(2) 「支え合い」の仕組みづくり	● 主要	①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
	● 主要	②災害時避難行動要支援者支援事業の推進
	● 主要	③見守りネットワーク事業の推進
	● 主要	④買物環境の整備 ▶「第2部-第4-1 商業環境の整備」参照
	● 推進	⑤地域交流、多世代交流の推進

(3)	福祉人財の育成	主要	①福祉人財の養成と活動支援
(4)	ボランティア活動の推進	主要	①上連雀分庁舎の整備 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		推進	②ボランティア活動の推進

### 3 安心して暮らせる地域づくり

(1)	バリアフリーのまちづくりの推進	主要	①バリアフリーのまちづくりの推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
		主要	②障がい者差別解消の取り組み ▶「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照
		推進	③バリアフリーガイドの充実
			④すべての市民に利用しやすいユニバーサルデザイン（注4）の研究と推進
(2)	心のバリアフリーの推進	推進	①心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実
			②高齢者・障がい者と市民との交流
(3)	利用しやすい移動手段の確保		①福祉有償運送事業者への支援
			②リフト付きタクシーへの支援
(4)	住宅の整備促進		①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
			②高齢者・障がい者住宅改修助成事業の推進

### 4 福祉を支える環境整備

(1)	保健・福祉施設の拠点整備	主要	①福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
(2)	利用者の利便性の向上と情報提供の充実	推進	①権利擁護センターみたかの運営の充実
		推進	②福祉総合案内の充実
			③苦情・相談体制の整備
			④わかりやすい情報提供の充実
(3)	サービスの質の向上	推進	①第三者評価事業の推進と支援
		推進	②社会福祉法人に対する指導検査の充実

### 5 市民墓地・市民葬祭場の設置検討

(1)	市民墓地・市民葬祭場の設置検討		①市民墓地・市民葬祭場の設置検討
-----	-----------------	--	------------------

### 6 推進体制の整備

(1)	保健・医療・福祉の連携	主要	①保健・医療・福祉の連携
(2)	関係団体等との連携	推進	①関係団体等との連携による施策の充実

(注4) ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいのある人の生活に及ぼす障がいを取り除くことをめざしているのに対し、ユニバーサルデザインは障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざすものです。

## V 主要事業

### 1-(2)-① 「健康福祉総合計画2022」の改定と推進

「健康福祉総合計画2022」を改定し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。計画の改定にあたっては、幅広い市民参加を図りながら検討を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	改定、推進	推進	改定	推進	→		改定・推進

### 2-(2)-① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取り組みのひとつとして、7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク推進事業」については、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流など地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。また、今後の事業展開について、各ケアネットの主体性がより発揮できるよう、運営体制の充実を含めた効果的な事業のあり方を関係団体と協議・検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)	
			27	28	29	30		
地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	事業と支援の拡充	7住区設立	発 展 実 ・	→				

### 2-(2)-② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

災害対策基本法に基づき作成した高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署など避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図るとともに、平常時からのゆるやかな見守りなど、「コミュニティ創生」の取り組みのひとつである市民相互の支え合いの仕組みづくりに取り組む町会・自治会等の拡充を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)	
			27	28	29	30		
災害時避難行動要支援者支援事業の推進	推進	名簿作成	推 進	→				

### 2-(2)-③ 見守りネットワーク事業の推進

住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の見守り協力団体などと協働で、「孤立死」などを防ぐため、市民の緊急事態などに対応する見守りの仕組み「見守りネットワーク事業」を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)	
			27	28	29	30		
見守りネットワーク事業の推進	充実	推進	充 実	→				

## 2-(3)-① 福祉人財の養成と活動支援

傾聴ボランティア、認知症サポーター、地域福祉ファシリテーターなど、地域福祉活動を推進する担い手の養成について、社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学推進機構等とも連携しながら取り組みを進めます。また、学生や元気高齢者の社会参加を含めた新たな担い手の確保に努めるとともに、福祉人財の活動を支援します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
福祉人財の養成と活動支援	協働による福祉の人財育成	人財養成・活動支援	活人動財支養援成	→			

## 4-(1)-① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実

福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備されることに伴い、同施設内に整備される他の施設とも連携し、市民ニーズに合った機能の充実を図るとともに、多様なサービスを提供します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実	機能の充実	検討	検討・準備	→	機開設充実	機能充実	→

## 6-(1)-① 保健・医療・福祉の連携

市民のニーズに合ったサービスを提供できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、接骨師会、栄養士会、歯科衛生士団体、保健所、地域包括支援センター等が連携しながら市民の「健康長寿」に資する取り組みを進めるとともに、ネットワーク化による機能の充実を図ります。

また、福祉サービスを行う事業者、NPO法人、ボランティア団体等関係機関との連携を進め、保健・医療・福祉に関する総合的な施策展開を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
保健・医療・福祉の連携	連携の推進	検討	機能の充実	→			

# VI 推進事業

## 2-(2)-⑤ 地域交流、多世代交流の推進

コミュニティ住区、学校、ボランティア団体、NPO法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・多世代交流を促進し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

## 2-(4)-② ボランティア活動の推進

多様化する福祉サービスに応えるため、社会福祉協議会（ボランティアセンター）やボランティア活動等の市民活動を行う団体への活動支援の充実を図るとともに、寄付文化の醸成に努めます。

### 3-(1)-③ バリアフリーガイドの充実

高齢者や障がい者等の移動や外出を支援するため、三鷹地域の公共施設等を対象としたトイレ・スロープ・エレベーターの設置等のバリアフリー対応状況を市民に提供できるよう、ウェブサイト上のバリアフリーガイドを随時見直し、充実を図ります。

### 3-(2)-① 心のバリアフリーの推進に関する啓発・広報活動の充実

高齢者や障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

### 4-(2)-① 権利擁護センターみたかの運営の充実

知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、社会福祉協議会とも連携して、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行う、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

### 4-(2)-② 福祉総合案内の充実

手話通訳者等の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉、保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。

### 4-(3)-① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

### 4-(3)-② 社会福祉法人に対する指導検査の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導検査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図ります。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

### 6-(2)-① 関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体や、民生・児童委員をはじめ、NPO法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体、具体的には、ほのぼのネット活動（小地域福祉ネットワーク活動）等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。

## VII 関連個別計画

- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）

## 第2 高齢者福祉の充実

### I 基本的な考え方

#### ● これまでの取り組みと課題

全国的な高齢化の進行に伴い、平成25年には三鷹市の高齢化率も20%を超え、5人に1人が高齢者という時代になりました。さらに今後は、いわゆる「団塊の世代」の方々が高齢者となる時期を迎えようとしています。

これまで、市では、「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域で見守り支え合う（共助）仕組みづくりである地域ケアネットワークの全市展開を図るとともに、元気な高齢者が自らの経験を活かせる社会参加の場の提供や民間資源を活用した地域人材の育成などに努めてきました。また、地域の高齢者に関する地域課題の発見・把握のため、「地域包括ケア会議（三鷹版地域ケア会議）」の実施や、増加しつつある認知症高齢者への対応として「認知症サポーター養成講座」などによる支援事業を展開してきました。また、平成27年度からの介護保険制度の大幅な改正を踏まえて策定した、「三鷹市第六期介護保険事業計画」では、高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現をめざす「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標と掲げました。

これからは、「在宅医療・介護の連携の推進」、

「認知症施策の推進」、「介護予防・生活支援サービスの整備」、「高齢者の住まいの安定的な確保」、「地域包括支援センターの機能強化」といった事業を中心に介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域で高齢者を支える仕組みづくりを早急に構築していくことが課題となっています。

#### ● 施策の方向

団塊の世代が高齢者となり、さらには平成37年には75歳以上の後期高齢者となることから、介護サービスを必要とする高齢者は今後一層増加することが見込まれています。

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう、元気な高齢者が参加できる社会活動の場の提供に努めるとともに、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者への生活支援体制の整備や、介護と医療の連携、成年後見制度の推進など、地域社会で高齢者を支え合う仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

また、高齢化の進行に伴い、要支援・要介護者数が増加することから、介護サービス費の増加も見込まれています。介護予防・日常生活支援総合事業の推進や介護事業者への指導による給付の適正化に努めるとともに、介護保険制度の改正に適切に対応し、介護保険事業の円滑な実施に取り組みます。

### II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
高齢者社会活動マッチング 推進事業の会員数	2,034人	2,554人	3,000人	3,500人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
介護予防・生活支援サービス 事業等の利用者数	—	—	2,500人	3,000人

介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業の利用者数を示す指標です。一人でも多くの元気な高齢者を増やすことをめざします。

※介護保険制度の改正（平成27年4月）に伴いまちづくり指標「介護予防事業への参加者数」を見直しました。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
認知症サポーターの養成者数	1,950人	5,542人	7,500人	9,500人

認知症高齢者を地域で支える担い手の養成を示す指標です。認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていただけることをめざします。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 町会・自治会、民生・児童委員やボランティア団体、元気高齢者などは、一人暮らしの高齢者などへの生活支援（見守り活動・配食サービスなど）の推進に努めます。
- 地域包括支援センターは、地域を拠点とした地域包括ケアを推進します。
- 医療機関、国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者は、介護給付の適正化に向けて、市との連携強化を図ります。

#### ● 市の役割

- 市は、地域包括ケアシステムの構築に向けて介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 市は、給付の適正化に向けた取り組みを進めるとともに、負担と給付のバランス等を考慮しながら健全な財政運営に努めます。
- 市は、介護予防事業を推進するとともに、元気な高齢者の社会参加活動を推進します。
- 市は、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者等の見守り活動や、介護と医療の連携を進め、高齢者の権利擁護の拡充を図ります。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

#### 1 計画の改定等と推進

● 主要 主要事業    ● 推進 推進事業

(1)	「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	● 主要	①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
(2)	「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	● 主要	①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(3)	「介護保険事業計画」の策定と推進	● 主要	①「介護保険事業計画」の策定と推進

#### 2 社会参加の促進

(1)	高齢者の就業支援	● 推進	①高齢者就業支援事業の推進 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
-----	----------	------	--------------------------------------



(2) 生きがい活動の充実	主要	①生きがい活動の支援・充実
	推進	②生涯学習、市民スポーツ活動の推進 ▶「第7部-第1-1 生涯学習の推進」「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照

### 3 安全安心の生活の確保

(1) 長寿社会を支える環境の整備	主要	①バリアフリーのまちづくりの推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
	推進	②心のバリアフリーの推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
	推進	③多様な住まいの誘導・促進
(2) 在宅生活の支援・推進	主要	①介護予防事業の推進 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
	主要	②在宅療養の推進
	推進	③家庭介護者への支援
		④自立生活支援サービスの充実

### 4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

(1) 「コミュニティ創生」による「ともに生きる」地域づくり	主要	①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
	主要	②災害時避難行動要支援者支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
	主要	③買物環境の整備 ▶「第2部-第4-1 商業環境の充実」参照
	推進	④地域交流・多世代交流の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の整備」参照
		⑤避難所運営体制の強化 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
(2) 地域を拠点としたまちづくりの推進	主要	①地域における身近な総合相談窓口の充実
	主要	②地域資源の連携強化
	主要	③福祉人財の養成と活動支援 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		④NPO・ボランティア団体等への支援・連携

### 5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

(1) 認知症高齢者の支援	主要	①地域の連携による認知症高齢者への支援
	主要	②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実
	主要	③認知症高齢者を抱える家族への支援
(2) 高齢者の権利擁護の推進	推進	①権利擁護センターみたかの運営の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
	推進	②成年後見制度の推進
	推進	③高齢者虐待防止の充実
		④高齢者の消費者被害防止体制の充実 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照

## 6 介護保険制度の円滑な運営

(1)	介護保険事業の円滑な運営	推進	①介護保険事業の円滑な運営
		推進	②介護・福祉ニーズの適切な把握
		推進	③給付適正化の推進
			④要介護認定の公平性の確保
			⑤適正な保険料の設定
(2)	介護保険サービスの充実	主要	①在宅医療・介護連携の推進
		主要	②認知症施策の推進
		主要	③介護予防・生活支援サービスの整備
		主要	④地域包括支援センターの機能強化
		推進	⑤高齢者の住まいの安定的な確保
(3)	介護保険サービス基盤の充実	主要	①施設サービス基盤の充実
		推進	②在宅サービス基盤の充実
(4)	介護保険サービスの質の確保	推進	①第三者評価事業の推進と支援 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	②社会福祉法人に対する指導検査の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	③事業者情報の提供・公開の促進
			④介護保険事業者連絡協議会の支援及び連携
			⑤介護人財確保等の支援
(5)	介護保険制度の改善		①介護保険制度の改善要請

## 7 推進体制の整備

(1)	関係機関等との連携	主要	①保健・医療・福祉の連携 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	②福祉総合案内の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	③関係団体等との連携による施策の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照


## V 主要事業

### 1-(1)-① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

### 1-(3)-① 「介護保険事業計画」の策定と推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。


また、介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の高齢者や高齢者を取り巻く状況の中長期的な見通し等を視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定し推進に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「介護保険事業計画」 の策定と推進	介護保険事業の 円滑な実施	第六期介護保険 事業計画の策定	第六期 推進		第七期 策定	第七期 推進	3年ごとに計画 策定・推進

## 2-(2)-① 生きがい活動の支援・充実

高齢者が、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手としてそれまでに培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体に貢献できる仕組みであるマッチング推進事業（通称：三鷹いきいきプラス）について、充実を図ります。


また、健康で就労への意欲があるにもかかわらず、場所や機会に恵まれない高齢者に対して、他機関と連携して就業の場の開拓や情報の提供を行い、生活支援とともに、生きがい活動に対する支援を推進する他、ボランティア活動などについても、元気高齢者の多様な社会参加を推進するため、活躍できる場の提供を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
生きがい活動の支 援・充実	マッチング推進 事業の推進	推進	推 進				

## 3-(2)-② 在宅療養の推進

### 6-(2)-① 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方が必要な高齢者の在宅での生活を支えていくため、医師会等と連携しながら、在宅医療と介護の連携に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行う協議会を設置するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取り組みます。また、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、病院のソーシャルワーカー等の医療関係職種と介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業者等の多職種の連携を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
在宅医療の実施体制 の整備	在宅医療体制整 備の推進	—	検 討 ・ 準 備	協 議 会 等 設 置	充 実		

## 4-(2)-① 地域における身近な総合相談窓口の充実

### 4-(2)-② 地域資源の連携強化

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域ケアネットワークの推進、地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の強化を図るとともに、市との協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターの事例検討会などを活用しながら、困難事例等への対応を図ります。また、障がいのある方が高齢になっても、引き続き適切な生活支援を行えるよう、関係機関等の連携強化と障がいへの理解の促進を図ります。

また、民生・児童委員やほのぼのネット員（注1）、町会・自治会、地域包括支援センター等関係機関・団体などによる地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるように、活動支援の充実を図ります。

（注1） ほのぼのネット：住みなれた家、住みなれた地域（場所）で暮らしている高齢者、障がい児・者、児童や日常生活でお困りの方々が、安心してより快適に暮らせるように、同じ地域に住む住民が「ほのぼのネット員」となって“住みよいまちづくり”を進めるボランティア活動のことです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地域における身近な総合相談窓口の整備と充実	民生・児童委員、町会・自治会等地域資源との連携強化	推進	推進				

- 5-(1)-① 地域の連携による認知症高齢者への支援
- 5-(1)-② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実
- 5-(1)-③ 認知症高齢者を抱える家族への支援
- 6-(2)-② 認知症施策の推進

認知症高齢者の早期発見・早期診断体制を整備するために、認知症地域支援推進員の配置、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」への取り組みを行うなど、高齢者が、認知症等により判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、「認知症にやさしいまち三鷹」の取り組みを進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「認知症にやさしいまち三鷹」の推進	推進	推進	推進				

#### 6-(2)-③ 介護予防・生活支援サービスの整備

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、多様な担い手によるサービス提供体制を整備し、要介護状態にならないための介護予防の充実を図ります。また、生活支援コーディネーター（注2）を配置し、地域資源を活用した生活支援サービスの仕組みづくりに取り組みます。

（注2）生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援等サービスの体制整備を目的として、地域においてコーディネート機能（主に地域資源の開発やネットワークの構築）を果たす人のことです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
介護予防サービスの整備	多様な担い手によるサービスの提供	—	検討	移行	推進		
生活支援コーディネーターの配置	生活支援コーディネーターを配置し、地域資源を活用した生活支援サービスの提供	—	モデル配置 (2地域)	全市配置 (7地域)	充実		

#### 6-(2)-④ 地域包括支援センターの機能強化

在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等のため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、多職種や地域住民との協働により、地域の課題抽出におけるニーズの把握と市の政策形成を繋ぐ要となる「地域包括ケア会議」の充実を図ります。また、新しい総合事業の実施に伴う介護予防ケアマネジメントにより、適切な生活支援を行っていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地域包括ケア会議の充実	地域包括ケア会議の充実	モデル実施 (2地域)	全市展開 (7地域)	充実			

介護予防ケアマネジメントの実施	適切な生活支援のための介護予防ケアマネジメントの実施	—	検討	実施				
-----------------	----------------------------	---	----	----	--	--	--	--

### 6-(3)-① 施設サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、民間の特別養護老人ホーム等の施設の誘致を推進するとともに、地域密着型施設の整備を図るなど、サービス基盤の整備・充実に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
特別養護老人ホームの誘致等	誘致・助成			推進			

## VI 推進事業

### 3-(1)-③ 多様な住まいの誘導・促進

### 6-(2)-⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域で、必要なサービスを受けながら暮らし続けることができるよう、多様な住まいの整備の誘導・促進を図ります。

### 3-(2)-③ 家庭介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、社会福祉協議会等との協働により、家族介護者交流事業等の充実を図ります。

### 5-(2)-② 成年後見制度の推進

認知症や精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと協働し、成年後見制度の周知・啓発と相談支援等を図るとともに、地域で支える仕組みとして市民後見人の養成を充実します。

### 5-(2)-③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待に対する啓発活動を推進します。民生・児童委員、地域包括支援センターなど地域との連携強化により、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けている高齢者の安全を確保するため、緊急保護体制の強化を図ります。

### 6-(1)-① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

### 6-(1)-② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実や、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、引き続き高齢者の実態調査を実施し、的確なニーズの把握に努めます。

### 6-(1)-③ 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメント（注3）により必要とするサービスを見極め、事業者が適正にサービスを提供することを促すため、介護給付適正化の取り組みを進めます。なお、取り組みにあたっては、「東京都第3期介護給付適正化計画」との調整・連携を図りながら進めます。

（注3）ケアマネジメント：福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

### 6-(3)-② 在宅サービス基盤の充実

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域密着型サービスの充実を図るとともに、未整備地域を中心とした基盤整備に努めます。

## VII 関連個別計画

- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）
- 高齢者計画・第六期介護保険事業計画



認知症にやさしいまち三鷹講演



地域ケアネットワーク「しんなかサロン」  
(新川中原住区)

# 第3 障がい者福祉の充実

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

平成26年1月、我が国は、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること等を目的とした初めての国際条約となる「障害者権利条約」を批准しました。この条約の批准に先立ち、平成23年8月には障害者基本法を改正、平成25年6月には障害者差別解消法が成立するなど、国内法令の整備が進められました。また、平成24年4月には児童福祉法の一部改正により、施設・事業体系が、利用形態の別により一元化されるとともに、平成25年4月には障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に難病等が加えられ障害福祉サービスの対象となるなど、制度の拡充が図られました。加えて、平成25年4月には、障害者優先調達推進法の施行により、国及び地方公共団体等による障害者就労施設からの物品等の調達環境が整備されました。市町村においては、今後、予定されている法令等の制定、改正を見据え、障がい者諸施策へ反映させていくための取り組みが求められています。

これらの動向等を踏まえ、市では「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」を策定し、関係機関等との連携を図るとともに、「障がい者等実態調査」の実施や、「障がい者地域自立支援協議会」等との協働により、当事者ニーズや課題の把握に努め、各

種施策の推進に努めてきました。

市内の障がい者等は引き続き増加傾向にあります。また、難病等対象疾病拡充への対応や、高次脳機能障がい、発達障がい等、障がいの多様化に伴うニーズへのきめ細やかな対応が求められるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後の支援」のあり方を検討していく必要があります。また、災害時等における障がい者等災害弱者の安全安心の確保や、当事者ニーズに基づいたサービス提供体制等の構築が課題です。

### ● 施策の方向

障がい者等が人権を尊重され、住み慣れた地域において個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりをめざします。障がい者の地域における自立支援施策を基礎に、障がい者の主体的な活動を保障するバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、障がい者制度改革の動向を注視しながら、障がい当事者の視点に立ったサービスを提供します。また、北野ハピネスセンター幼児部門については、三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの移転を契機として、対象年齢を拡大し、児童発達支援センターの機能を有する地域の中核的な療育支援施設として整備します。

## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
障害福祉サービスの受給者証発行数	951人	1,254人	1,367人	増加
障害福祉サービスの利用率 (利用者数/発行数)	86%	89.1%	89.4%	増加

障害福祉サービスの利用状況を示す指標です。障がい者の自立支援を推進するため、相談支援の充実等によりニーズに応じた的確なサービスの提供を行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市内グループホームの入居定員	103人	164人	187人	増加

障がい者の地域生活の受け入れ体制を示す指標です。市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム（注1）の入居定員の拡充を図ります。

（注1）グループホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、入浴や食事、トイレ等の介護や、相談などの援助を行います。

※平成26年4月にケアホームがグループホームに一元化されました。

## Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、障害者基本法の基本原則に従い、だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めます。
- 事業者は、障がいを理由とした差別の禁止や、障がい者雇用の推進、福祉のまちづくりの推進に努めます。
- 関係団体等は、障がい者地域自立支援協議会等を中心とした、保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。

### ● 市の役割

- 市は、障害者差別解消法や障害者優先調達推進法など、法令に基づく施策を推進します。
- 市は、施設入所者や長期入院障がい者の地域移行を進めるため、地域生活の受け皿となるグループホームの整備を支援し、入居定員の拡充を図ります。
- 市は、障がい者の自立生活支援に向けた関係機関との連携を強化します。

## Ⅳ 施策・主な事業の体系

### 1 計画の改定等と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1) 計画の改定等と推進	主要	①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
	主要	②「障がい福祉計画（第4期）」の推進と第5期計画の策定

### 2 障がい者を支える環境づくり

(1) 障がい者の権利保障	主要	①障がい者差別解消の取り組み
	推進	②障がい者虐待防止の取り組み
	推進	③権利擁護センターみたかの運営の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		④投票環境の向上



(2)	「コミュニティ創生」による「ともに生きる」地域づくり	主要	①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	②災害時避難行動要支援者支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	③避難所運営体制の強化 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
(3)	バリアフリーのまちづくり	主要	①バリアフリーのまちづくりの推進 ▶「第3部-第3-1 住環境の改善」参照
		推進	②心のバリアフリーの推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	③市ホームページのウェブアクセシビリティの向上 ▶「第2部-第1 情報環境の整備」参照
			④ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を見据えた情報提供のあり方の検討 ▶「第2部-第1 情報環境の整備」参照
			⑤ヘルプカードの周知・普及

### 3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

(1)	わかりやすい情報提供	推進	①わかりやすい情報提供の充実
			②ライフステージに応じた支援内容の周知
(2)	相談機能の充実	主要	①基幹相談支援センターの設置・運営
		推進	②障がい者ケアマネジメント体制の推進
(3)	福祉サービス利用者への支援		①福祉サービス利用援助事業の推進
			②適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進

### 4 社会参加と交流の推進

(1)	障がい者の社会参加の促進	推進	①高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実 ▶「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照
			②社会参加の条件整備
			③利用しやすい移動手段の確保
			④コミュニケーション支援の充実
			⑤文化芸術活動の推進
(2)	障がい者の就労の推進	主要	①一般就労の推進
		推進	②福祉的就労の充実
			③職場定着支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
			④市における雇用・就労体験の機会充実
(3)	交流の推進		①支え合う意識づくり
			②福祉教育の推進
			③高齢者・障がい者等への支援 ▶「第7部-第1-1 生涯学習活動」参照

## 5 地域における自立生活の支援

(1)	障害者総合支援法の適切な運営	推進	①障がい者自立支援事業の推進
		推進	②障害者総合支援法の見直しへの対応
			③障がい者等に関する調査の実施
(2)	障がい者（児）の自立生活支援	主要	①北野ハピネスセンター成人部門の効果的な運営
		主要	②地域生活支援拠点の整備
		推進	③家族支援の充実
		推進	④発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
		推進	⑤地域移行・地域定着支援の充実
			⑥高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			⑦精神障がい者施策の充実
			⑧高齢障がい者への支援
(3)	障がい児の生活支援	主要	①子ども発達支援センターの開設と機能の充実
		主要	②障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充の検討 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
		主要	③教育支援の充実 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
		推進	④早期療育・早期支援のための各関係機関の連携
		推進	⑤発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実
			⑥障がいのある児童の保育の充実 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
			⑦放課後等支援の充実
			⑧将来を見通した支援

## 6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

(1)	施設整備の推進	主要	①福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		主要	②障がい者福祉施設の整備
(2)	障がい者福祉施設の充実	推進	①障がい者グループホームの設置の支援
			②民間障がい者施設への支援
(3)	サービスの質と人財の確保	推進	①障がい者を地域で支える担い手の確保
		推進	②第三者評価事業の推進と支援 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	③社会福祉法人に対する指導検査の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			④居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

## 7 推進体制の整備

(1)	計画の推進体制	推進	①障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
			②関連個別計画との連携・整合

(2)	関係機関等との連携	推進	①保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
		推進	②福祉総合案内の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
		推進	③関係団体等との連携による施策の充実 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照

## V 主要事業

### 1-(1)-② 「障がい福祉計画（第4期）」の推進と第5期計画の策定

「障がい者等実態調査」の結果等を踏まえ、「障がい福祉計画」を策定し、障がい者に関する施策の計画的な推進を図ります。計画の策定にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めるとともに、計画の進捗状況の分析・評価と必要な見直しを適切に行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「障がい福祉計画（第4期）」の推進と第5期計画の策定	障がい者福祉施策の推進	障がい福祉計画（第4期）の策定	第4期推進	→	第5期策定	第5期推進	3年ごとに計画策定、推進

### 2-(1)-① 障がい者差別解消の取り組み

「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が平成28年4月に施行されることを踏まえ、差別解消の基本的な考え方や対応の具体例等をまとめた市職員対応要綱を策定し、体制の整備を図るとともに、必要に応じた見直しを行うなど適切な運用を図ります。また、差別解消に向けて、市民・事業者等への周知・啓発を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
障がい者差別解消の取り組み	市職員対応要綱の策定と定着	調査・検討	策定	推進・検証	→		

### 3-(2)-① 基幹相談支援センターの設置・運営

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うとともに、高次脳機能障がい等の専門相談、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上、地域移行のコーディネート等多様な業務、地域の実情に応じた体制を整備することを目的として基幹相談支援センターを設置します。


また、障がい者地域自立支援協議会相談支援部会と連携し、指定特定相談支援事業者の拡充をはじめとした相談支援体制の強化を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
基幹相談支援センターの設置及び運営	基幹相談支援センターの円滑な運営	調査・検討	検討・準備	設置	円滑な運営	→	

#### 4-(2)-① 一般就労の推進

障がい者就労支援センター「かけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、一般就労をめざす障がい者に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。


また、商工会等と連携し、企業人事担当者に対して、障がい者施設見学会等を実施するなど、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
一般就労の推進	障がい者の一般就労者数の増	18人	増加				増加

#### 5-(2)-① 北野ハピネスセンター成人部門の効果的な運営

平成26年度より運営業務を委託した成人部門については、社会福祉法人の専門性を活かした円滑かつ効果的な運営を図るとともに、指定管理者制度への移行も含めた効果的な運営のあり方を検討します。



また、幼児部門移転後の施設活用については、障害福祉サービスのニーズ等も踏まえ、より効果的なサービスが提供できるよう検討を進め、耐震補強工事とあわせた施設改修を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
北野ハピネスセンター成人部門の効果的な運営 (事業費：約1億4千万円)	運営の充実 有効活用の検討・実施	委託化の実施 有効活用の検討	検討	活用方法の設計	改修工事	事業実施	

#### 5-(2)-② 地域生活支援拠点の整備

障がい者の施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題に対応するため、障がい福祉計画の策定における国の基本方針に基づき、地域生活支援拠点を整備します。

地域生活支援拠点は、相談機能の充実、居住体験の機会や場の提供、緊急時に受け入れ可能なショートステイの確保やコーディネート機能の充実など、障がい者が地域で生活するために必要な支援を、地域の支援機関等が連携して提供する面的な体制として、段階的な整備と充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地域生活支援拠点の整備	整備・充実	調査・検討	検討		整備	充実	

#### 5-(3)-① 子ども発達支援センターの開設と機能の充実

北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育等の機能を三鷹中央防災公園・元気創造プラザへ移転させ、対象年齢を拡大し、地域の中核的な療育支援施設として「子ども発達支援センター」を開設します。子ども発達支援センターでは、保健、医療、福祉、教育の連携により、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に係るワンストップサービスの構築に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関とのネットワークを構築し、包括的に子どもの発達を支援します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子ども発達支援センターの開設と機能の充実	地域の中核的な療育支援施設として整備・機能拡充	検討	検討・準備	→	機能開設・充実	機能充実	→

## 6-(1)-② 障がい者福祉施設の整備

調布基地跡地の土地利用計画において、三鷹市、府中市、調布市の三市共同で設置することとしている三鷹市担当分の障がい者福祉施設を整備します。整備の検討にあたっては、今後の障がい福祉施策の動向とニーズ等を踏まえるとともに、建設・運営コストを抑制しつつ効果的な施設運営が行えるよう、施設内容、事業手法及びスケジュールについて、三市で検討・協議を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
障がい者福祉施設の整備	運営	検討	検討・協議	→	設計	→	建設・運営

## VI 推進事業

### 2-(1)-② 障がい者虐待防止の取り組み

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、虐待防止センターを中心に虐待防止の啓発に努めるとともに、障がい者に対する虐待を発見した場合等における関係機関との更なる連携の強化・緊密化により、速やかな問題の解決に取り組みます。

### 3-(1)-① わかりやすい情報提供の充実

障がい者やその家族からの多様な情報の提供に対する要望は強く、必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT（情報通信技術）の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進します。

また、利用者の立場に立ち、福祉サービス等の情報がわかりやすく確実に届くように努めます。例えば、市役所の窓口対応においては、ルビを振り、絵や図を使った資料の活用、筆談や読み上げ等により理解を助けることなどについて検討します。

### 3-(2)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント（注2）体制の整備を検討します。

（注2）ケアマネジメント：福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

#### 4-(2)-② 福祉的就労の充実

障がい者の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、障がい者施設等自主製品開発販売ネットワーク事業「星と風のカフェ」を中心に、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、障がい者の工賃及び就労意欲の向上に取り組めます。

#### 5-(1)-① 障がい者自立支援事業の推進

#### 5-(1)-② 障害者総合支援法の見直しへの対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と連携して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場及び支援システムの整備を推進します。

また、平成28年4月を目途として進められている障害者総合支援法の見直し等、国の動向を注視しながら、新たな制度への適切な対応に努めます。

#### 5-(2)-③ 家族支援の充実

障がい者施設・団体等との連携により介護者等からの相談対応体制の充実を図るとともに、家族や施設・団体職員等を対象とする研修、公開講座等の充実、情報提供、情報交換等活動支援を引き続き行っていきます。

また、家族介護者の介護負担軽減のため、レスパイト（注3）目的のショートステイ・一時保護の拡充を図ります。

（注3） レスパイト：「休息」「息抜き」「小休止」という意味で、障がい児・者をもつ家族を一時的に、その障がい児・者の介護を代替することによって、日頃の心身の疲れを癒し、元気回復をできるようにする支援のこと。

#### 5-(2)-④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の福祉と生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を促進し、また、市民理解・啓発による相互理解と交流を進めていきます。

#### 5-(2)-⑤ 地域移行・地域定着支援の充実

医療機関・福祉施設等との連携により、退院可能な精神障がい者や地域生活が可能な入所中の知的障がい者等の把握に努めるとともに、本人の意向等を尊重しながら、地域移行への意欲喚起などの取り組みを通じ、長期入院・入所者の地域への移行を積極的に進めます。

#### 5-(3)-④ 早期療育・早期支援のための各関係機関の連携

発達等に課題があると思われる児童・青少年に対して、早期発見、早期介入、早期療育や早期支援のシステムの充実を図ります。また、地域における一貫した療育支援やメンタルヘルスの支援体制を、保健・医療・福祉・教育との緊密な連携により推進していきます。

#### 5-(3)-⑤ 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

今後予測される発達障がいを主とした療育支援対象児の増加に対応できるよう、専門療育の提供体制の充実を図ります。

#### 6-(2)-① 障がい者グループホームの設置の支援

障がい者グループホームへの家賃及び施設借上費の補助を継続的に実施し、障がい者の地域社会の受け皿となるグループホームの利用定員の拡充を図ります。

### 6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

引き続きヘルパー養成研修等の実施や、地域ボランティアの養成に努め、障がい者を地域で支える担い手の確保に努めます。

また、処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパー不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

### 7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による、障がい者地域自立支援協議会では、障害者総合支援法に基づき「障がい福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や、先進事例等の調査研究を行うなど、更なる運営推進を図ります。

### 7-(2)-① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化

保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等に係る機関同士の連携・協力（横の連携）により、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業等、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療や相談支援の充実に取り組む地域支援体制を確立し、障がい者（児）のライフステージ（年齢にともなって変化する生活段階）や状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）の提供に努めます。また、これら関係機関ネットワークの構築については、障がい者地域自立支援協議会を活用し、さまざまな視点から施策の検討を行います。

## Ⅶ 関連個別計画

- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）
- 障がい福祉計画（第4期）



三鷹駅前マルシェの風景



水泳教室(水上運動会)

# 第4 生活支援の充実

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

生活保護制度は昭和25年に生活保護法が制定されて以来、「最後のセーフティーネット」(注1)として機能してきました。生活保護の受給者は、平成7年度を底に全国的に一貫して増え続けてきましたが、三鷹市では、職員体制も強化しながら、制度の適正な運用と就労をはじめとする自立支援に努め、平成25年度以降は、ほぼ横ばいの傾向となっています。これは、雇用情勢の改善等に加え、平成17年度から、市が積極的に取り組んできた就労支援をはじめとする自立支援プログラムの成果もあげられます。今後も、生活保護に至る前の第二のセーフティーネット(注1)として平成27年4月から開始した生活困窮者自立支援制度の活用や生活保護受給者の自立支援の更なる充実に取り組みます。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査の実施やジェネリック医薬品(注2)の利用促進などによる医療費の適正化や、国民健康保険税の改定などにより、保険財政の健全化を図ってきました。しかし、国民健康保険の構造的な問題から、その財政状況は大変厳しい状況です。このような状況の中で、低所得者層に対する負担軽減の拡充と保険財政の健全化が求められています。

平成20年度に創設された後期高齢者医療制度は、その運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受付等をきめ細かく、丁寧な対応に努めてきました。

(注1) セーフティーネット：直訳すると「安全網」ですが、社会保障制度の仕組みを表す用語として使用されています。第一は、年金、雇用などの社会保険、第二のセーフティーネットとは、最後のセーフティーネットである生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつける雇用・生活・住宅に関する諸事業のことを指します。

(注2) ジェネリック医薬品：後発医薬品ともいわれ、特許が切れ、安価に供給できる医薬品を製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のことを指します。

### ● 施策の方向

だれもが安心して生活が営めるように、生活保護については、生活に困窮した方が相談しやすい体制にするとともに、制度のより一層の適正化に取り組みます。また、生活保護受給者の自立支援のための体制整備を図り、就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援を充実します。また、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援や低所得者・離職者支援を引き続き推進します。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査・特定保健指導の実施において「三鷹市特定健康診査等実施計画」で定める目標達成に努め、ジェネリック医薬品の利用についてもさらに利用促進を図ることで医療費の適正化に努めます。今後、国の動向を見極めつつ、国民健康保険税の収納率の向上を図るとともに、その負担のあり方について検討し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

なお、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険制度の改革を進めるための要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

後期高齢者医療制度は、国の高齢者医療制度改革の動向を注視し、適切な対応を図ります。なお、その間は東京都後期高齢者医療広域連合と連携しながら、丁寧な対応に努めます。



## II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
就労支援事業による就労者数	55人	94人	110人	増加

生活保護の就労支援プログラム及び生活困窮者自立支援事業における新規就労者数を示す指標です。生活保護受給者への自立支援プログラムの拡充と生活困窮者への就労支援の充実により、就労による自立助長を図ります。

※生活困窮者自立支援事業は、平成27年度より開始しました。

## III 施策展開における協働と役割分担

### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、生活保護の受給にあたり、資産・能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用します。
- 自立支援プログラムに関係する事業者等は、福祉事務所と連携して被保護者の自立支援に努めます。

### ● 市の役割

- 市は、必要な人に必要なサービスが届くように、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業の周知を図ります。
- 市は、関係機関と連携し自立支援プログラムに基づき、生活保護受給者の自立支援に努めます。
- 市は、生活保護制度の適正実施に努めます。
- 市は、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、国や東京都に対し財政基盤の拡充・強化や国民健康保険制度の広域化を進めるための要請を行い、制度の改善に努めます。

## IV 施策・主な事業の体系

### 1 生活保護

● 主要事業    ◻ 推進事業

(1) 生活支援の充実	● 主要	①生活保護制度の適正な運用
	◻ 推進	②生活保護の運用体制の整備
		③相談体制の充実
(2) 自立支援の充実	● 主要	①自立支援プログラムによる支援の推進
		②就労支援の充実

### 2 生活のセーフティネット

(1) 生活環境の整備	● 主要	①買物環境の整備 ▶「第2部-第4-1 商業環境の整備」参照
(2) 生活基盤の支援	◻ 推進	①社会福祉協議会との連携
	◻ 推進	②低所得者・離職者支援の実施
	◻ 推進	③社会的孤立の防止と地域交流の推進
		④中国残留邦人等への地域生活支援

(3) 自立支援の促進	主要	①生活困窮者自立支援事業の推進
	主要	②就労支援団体との連携による就職面接会・就職支援セミナーの開催 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
	主要	③子ども・若者支援の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
	主要	④子どもの貧困対策の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
	推進	⑤高齢者就業支援事業の推進 ▶「第2部-第5 消費生活の向上」参照
	推進	⑥生活安心、自立支援の拡充 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照

### 3 国民年金

(1) 年金加入の促進	①相談等の充実
(2) 年金制度の改善	①年金制度の充実要請

### 4 医療保険

(1) 国民健康保険事業の運営		①保険財政の健全化
		②保険税の収納率の向上
		③医療費の適正化
		④特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
(2) 国民健康保険制度の適切な対応	主要	①国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応
	主要	②国保データベース（KDB）システムへの参加と活用
(3) 後期高齢者医療制度の適切な対応		①後期高齢者医療制度の適切な対応

### 5 推進体制の強化

(1) 関係機関等とのネットワーク強化	主要	①相談窓口機能・連携の強化
	主要	②関係機関との連携強化

## V 主要事業

### 1-(1)-① 生活保護制度の適正な運用

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化や資産調査等の取り組みを強化します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
生活保護制度の適正な運用	適正な運用	実施	実施				

### 1-(2)-① 自立支援プログラムによる支援の推進

生活保護受給者の社会的・経済的な自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、自立支援員（注3）の活用や関係機関との連携により、就労支援をはじめ、健康管理や金銭管理の支援、債務整理支援等を実施します。

（注3） 自立支援員：生活保護受給者の自立を支援するために配置された就労支援員、退院促進支援員、健康管理支援員などの専門の非常勤職員の総称です。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
自立支援プログラムによる支援の推進	自立支援プログラムに基づく、就労及び社会生活や日常生活の支援の実	拡充	充 実				

### 2-(3)-① 生活困窮者自立支援事業の推進

さまざまな要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関等との連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を実施します。実施にあたっては、窓口を開設し、専門の支援員を配置するとともに、相談者の意向を確認しながら、必要な支援（住居確保給付金・就労準備支援・学習支援等）を行います。また、実施状況を評価・検証する中で事業拡充についても検討していきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
生活困窮者自立支援事業の推進	関係機関等と連携した支援の充実	検討・準備	実 施	充 実			

### 4-(2)-① 国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応

平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化を見据えて、新たな制度運営に向けた検討と準備を進め、適切に対応します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応	国民健康保険事業の安定的な財政運営	—	検 討		準 備	実 施	推 進

### 4-(2)-② 国保データベース（KDB）システムへの参加と活用

市民の健康増進を図るため、東京都国民健康保険団体連合会が提供し、全国の市町村が共同利用する国保データベース（KDB）システムの、健診・医療・介護の情報を活用することにより、地域の健康課題を把握し、データに基づいた効果的な保健事業を実施します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
国保データベース (KDB) システムへの参加と活用	データを活用した保健事業の実施	—	参加	活用			

### 5-(1)-① 相談窓口機能・連携の強化

### 5-(1)-② 関係機関との連携強化

市が実施しているセーフティネット機能を果たす諸施策をより効果的に実施するため、より一層の周知を図るとともに、関係機関等との緊密な連携により、各窓口の機能・連携を強化します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
相談窓口機能・連携の強化	窓口機能・連携の強化	実施	充実				

## VI 推進事業

### 1-(1)-② 生活保護の運用体制の整備

生活保護制度を適正に運用するため、関係機関との一層の連携強化を図るとともに、地区担当員の増員など実施体制の整備に努めます。

### 2-(2)-① 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護受給世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を支援する制度の周知を図ります。

### 2-(2)-② 低所得者・離職者支援の実施

生活困窮者自立支援事業において、就労支援・就労準備支援を行うとともに、離職により住居を喪失または失うおそれのある世帯等への家賃相当額の支給を行い、住居の確保を行いつつ就労機会の確保を図る住居確保給付金支給事業の利用を推進するなど、生活困窮状態からの脱却を図っていきます。こうした生活の不安や心配を抱える方について、さり気ない地域の見守りの中から生活困窮者自立相談支援窓口へのアクセスも検討していきます。

### 2-(2)-③ 社会的孤立の防止と地域交流の促進

生活困窮の要因となる若者、高齢者などの社会的孤立を防止するため、各種相談窓口に関する情報発信を積極的に行うとともに、地域ケアネットワークや見守りネットワーク事業などの「支え合い」の仕組みを通して地域交流の促進を図ります。

## VII 関連個別計画

- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）

# 第5 健康づくりの推進

## I 基本的な考え方

### ● これまでの取り組みと課題

少子長寿化が進む現代社会において、日頃から健康的な生活を営むためには、病気そのものを減らし、生きがいを持って生活できる「健康寿命」を延ばすことが重要です。市民が主体的に自らの健康づくりに取り組めるよう支援し、地域全体の健康維持・増進を図るため、市は、住民協議会と協働して地域健康づくり事業を実施しています。

また、自身の健康管理や生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図るため、がん検診や特定健康診査・特定保健指導等を実施するとともに、予防接種については、正しい知識の普及啓発に努め、感染症を予防し、健康保持と公衆衛生の向上を図ります。

母子保健においては、妊婦健康診査の超音波検査の年齢制限を撤廃し、全妊婦を公費助成の対象としました。また、未受診等で居住実態が把握できない子どもに対し、関係機関と協力し、実態の把握に努め、ネグレクト等の虐待の早期発見に努めています。

これからも市民一人ひとりの心身が健やかで、肉体的、精神的、社会的に調和のとれた状態、真の健康になることをめざし、保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康づくりを推進することが課題です。

### ● 施策の方向

市民一人ひとりが、生涯を通じて「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識を醸成するとともに、地域において市民、行政、関係団体等が協働して取り組んでいくことが大切です。

また、健康づくりにおいては病気にならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージ（注1）に応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

母子保健においては、妊娠期から子育て期にわたって、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行い、出産・子育てに関する不安の軽減と妊産婦や乳幼児の心身の健康保持増進を図るとともに、虐待等のリスク要因のある家庭に対する継続的な支援に努めます。

また、平成29年度の子ども発達支援センターの開設を受け、発達に課題がある子どもの早期発見から早期支援につなげる新たな仕組みを検討し、更なる連携を図っていきます。

今後は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザに総合保健センターが移転することから、健康づくりの拠点としてその機能を強化するとともに、スポーツ施設等を活用した施策の展開等、市民の「健康寿命」の延伸に向けた取り組みを進めます。

（注1）ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期等と分けた、それぞれの段階のことです。

## II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
健康づくり事業への参加者数	9,998人	9,699人	10,400人	10,600人

健康づくり事業への参加状況を示す指標です。市民の健康の保持増進を推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
健康診査の受診者数	27,505人	31,570人	33,000人	増加

健康診査の受診状況を示す指標です。健康診査を受診して、生活習慣病の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図ります。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

#### ● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、自分の健康を自分で守ることができるよう、自分の健康の状態を理解する等意識の向上を図り、健康に関する望ましい行動ができるように取り組みます。
- 住民協議会は、住区の市民の健康づくりを推進できる体制づくりに努めます。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、栄養士会、接骨師会、歯科衛生士団体、保健所、地域包括支援センター等の関係機関は、市民ニーズにあったサービスを提供できるように努めます。
- 医師会は、所属する医療機関で実施する特定健診・特定保健指導等により、市民の健康づくりに努めます。

#### ● 市の役割

- 市は、市民が主体的に自らの健康づくりに取り組むことができるよう、ライフステージにあわせた知識の普及を図ります。
- 市は、各地域の住民協議会や関係機関と連携しながら、地域の環境づくりの整備に努めます。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

#### 1 計画の改定等と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「健康福祉総合計画2022」の改定と推進	主要	①「健康福祉総合計画2022」の改定と推進 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
(2)	「特定健康診査等実施計画」の改定と推進	主要	①「特定健康診査等実施計画」の改定と推進

#### 2 元気創造拠点の整備・活用

(1)	拠点の整備	主要	①三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
(2)	三鷹中央防災公園・元気創造プラザを活用した多様なサービスの提供	主要	①三鷹中央防災公園・元気創造プラザを核とした総合的な健康増進事業の展開

#### 3 健康づくりの推進

(1)	地域で進める健康づくり	推進	①住民協議会との健康づくり事業の推進
			②市民の手による健康づくりの支援

(2)	身体活動・運動の推進	推進	①身体活動・運動に関する知識の普及
			②運動習慣の推進
			③幼児期からの運動習慣づくり
(3)	食育の推進	推進	①ライフステージに応じた食育の推進
			②食育についての普及啓発
			③食育を展開するための連携の強化
(4)	口腔に関する健康づくり	推進	①口腔に関する正しい知識の普及
			②歯科保健意識の向上
(5)	こころの健康づくり	主要	①こころの健康づくりの推進
		主要	②自殺予防のための取り組みの充実
(6)	介護予防の推進	主要	①介護予防事業の推進
		主要	②生きがい活動の支援・充実 ▶「第5部-第2 高齢者福祉の充実」参照
			③介護予防に関する普及啓発
(7)	女性の健康づくり	推進	①女性の健康づくりに関する普及啓発
			②女性の健康づくり事業の推進

## 4 疾病予防の推進

(1)	生活習慣病等予防事業の推進	主要	①がん検診の拡充と各種検診事業の推進
		推進	②高齢者の予防接種の実施
			③特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進
			④日常における運動・食生活・生活習慣改善の推進
(2)	たばこやアルコールによる健康影響の防止		①喫煙及び受動喫煙の健康影響に関する普及啓発
			②禁煙希望者の支援
			③アルコールの健康障害予防に対する関係機関との連携

## 5 母子保健・医療等の推進

(1)	母子保健に関する疾病予防・健康増進事業の推進	推進	①妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施
		推進	②子どもの予防接種の実施
			③健康診査受診後の継続的な支援
			④母子保健に関する相談事業の推進
(2)	妊娠・出産・育児に関する家族支援の推進	主要	①妊娠期からの切れ目のない支援の推進
		主要	②子どもの虐待予防・早期発見と心のケア ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
		推進	③「育てにくさ」への支援
(3)	小児夜間診療の実施		①小児初期救急平日準夜間診療の実施

## 6 健康づくりの推進体制の整備

(1)	健康な地域づくりのための環境整備	主要	①保健・医療・福祉の連携 ▶「第5部-第1 地域福祉の推進」参照
			②かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進
			③健康づくりのための情報提供の充実
			④関係機関等の連携による施策の充実
(2)	感染症等に対する危機管理体制の整備	主要	①感染症等に対する危機管理体制の強化

### V 主要事業

#### 1-(2)-① 「特定健康診査等実施計画」の改定と推進

「第二期特定健康診査等実施計画」に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための「早期介入・行動変容」を目的とした特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施及び実施率の向上をめざします。また、次の「第三期特定健康診査等実施計画（仮称）」の策定に向けて、実績と現状を踏まえた計画の見直しと検証を行い、同事業の更なる推進を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「特定健康診査等実施計画」の改定と推進	特定健康診査・特定保健指導の推進	推進	推進	検証	改定	推進	

#### 2-(2)-① 三鷹中央防災公園・元気創造プラザを核とした総合的な健康増進事業の展開

現在の総合保健センターが三鷹中央防災公園・元気創造プラザに移転することを踏まえ、健康づくりの拠点として、その機能を強化するとともに、スポーツ施設が同一施設内に整備されることから、スポーツ施設と連携した事業を実施するなど、総合的な健康増進事業の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹中央防災公園・元気創造プラザを核とした総合的な健康増進事業の展開	機能充実	検討	検討・準備		機能開設・充実	機能充実	

#### 3-(5)-① こころの健康づくりの推進

こころの健康について、正しい知識を普及するとともに、うつ病をはじめとした精神疾患を予防するため、医療機関、保健所、東京都専門機関、相談支援事業所、民生・児童委員等との連携を図りながら早期に相談できる体制の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
こころの健康づくりの推進	推進	検討	検討・充実				推進



### 3-(5)-② 自殺予防のための取り組みの充実

自殺予防のための取り組みとして、市職員を対象に実施してきた「ゲートキーパー（注2）養成講座」を今後は市職員以外に拡大して実施します。

また、生活困窮者自立支援法に基づく「生活・就労支援窓口」をはじめとする相談対応において、関連部署との連携強化を図り、自殺防止に取り組みます。

（注2） ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、支援につなげ、見守っていく人のことです。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
自殺予防のための取り組みの充実	推進	検討	検討・充実				推進

### 3-(6)-① 介護予防事業の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、介護予防の必要性の普及・啓発に努めます。また、地域において醸成された地域住民組織活動や地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、介護予防に資する健康講座や介護予防事業を実施し、高齢者の健康づくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
介護予防事業の推進	推進	検討	検討	推進			拡充・推進

### 4-(1)-① がん検診の拡充と各種検診事業の推進

健康寿命の延伸や受診率向上、医療費削減などに向けて、がんの早期発見、早期治療を進め、がん予防に向けた取り組みを推進するとともに、新たな検診の導入や質の高い事業の実施、定員の拡充を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
がん検診の拡充と各種検診事業の推進	推進	検討・拡充	検討・拡充				検討・拡充・推進

### 5-(2)-① 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

妊娠届を提出した全妊婦に対して妊婦面接（ゆりかご面接）を実施します。ゆりかご面接を通じて、心身の不調や若年等支援の必要な妊婦を早期に把握し、各家庭のニーズに応じた支援プランを作成するなど、出産・子育てに関する不安を軽減し、産後うつや虐待等の問題を発生させないよう必要な支援につなげます。

また、乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問事業、乳幼児健診などから始まる、出産・子育てに関するさまざまな取り組み全体をひとつのプロジェクトとして捉え、広く市民に周知を図るとともに、関係部署や各事業間の連携を強化して、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
妊娠期からの切れ目のない支援の推進	推進	検討	検討	検討・実施	充実		推進

## 6-(2)-① 感染症等に対する危機管理体制の強化

平成26年度に策定した「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、住民接種マニュアルなどの整備に取り組みます。

また、エボラ出血熱や鳥インフルエンザ、デング熱等の感染症やセアカゴケグモなど特定外来生物による健康被害に備え、平時より関係法令等に基づき想定される市の役割を踏まえた準備を行います。感染症等が発生した場合には、東京都や医師会等関係機関と緊密な連携を図り、適切かつ迅速に情報収集し、市民に対して正確な情報発信を行うとともに、庁内関係部署とも情報共有を図りながら総合的な対策を講じます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
感染症等に対する危機管理体制の強化	強化	検討・整備	検討・整備	充実	→		強化

## VI 推進事業

### 3-(1)-① 住民協議会との健康づくり事業の推進

いつまでも元気に地域に住み続けられるよう、地域活動の活性化に向け、住民協議会等と連携して、市民健康講座等の各種講座の実施や介護予防事業を行うなど、地域で行う健康づくり事業を推進します。

### 3-(2)-① 身体活動・運動に関する知識の普及

身体活動を増やしたり、運動をはじめめるきっかけづくりや運動を習慣化するため、運動の必要性や心身への効果、幼児期から高齢期までのライフステージや体調に応じた取り組みやすい身体活動、目標設定の方法等についてわかりやすく市民に周知します。

### 3-(3)-① ライフステージに応じた食育の推進

食は命の源であり、食から命の大切さを学ぶことを通じ、体だけではなく心豊かな人間性を育みます。より多くの市民が、食に関する知識や食を選択する力を持ち、健全な食生活の実践が図られるよう、保育園、幼稚園、学校、住民協議会、栄養士会、保健所、商工会及び生産者等と更なる連携を図りながら、市民のライフステージに応じたさまざまな食育の推進に取り組みます。

### 3-(4)-① 口腔に関する正しい知識の普及

口と歯の健康づくりと全身の健康づくりの関連性等、歯科医師会、保育園、学校、保健所、歯科衛生士団体等との連携を図りながらライフステージに応じた歯科保健に関する知識の普及啓発に努めます。

### 3-(7)-① 女性の健康づくりに関する普及啓発

女性の生涯を通じた健康づくりを推進するため、健康教育の機会を増やし、普及啓発を図ります。また、女性特有の疾病等の予防のため、健康診査やがん検診の充実に努めます。

### 4-(1)-② 高齢者の予防接種の実施

高齢者インフルエンザワクチンに加え、高齢者肺炎球菌ワクチンについても定期接種化されたため、予防接種に関する正しい知識を普及啓発し、接種率の向上を図ります。

### 5-(1)-① 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の実施

母子の健康を守るため、健康診査の受診率を高めます。また、健診結果に基づく支援を行うとともに、未受診者については訪問等において積極的にその把握に努め、地域で孤立することのないよう医療機関、子ども家庭支援センター、保育園、児童館、助産師会、民生・児童委員等とも連携して対応します。

### 5-(1)-② 子どもの予防接種の実施

予防接種に関する正しい知識を普及啓発し、接種率の向上を図ります。また、今後新たに定期接種化されるワクチンに適切に対応するなど、接種事業を円滑・着実に実施するとともに、先天性風しん症候群対策予防接種事業について、都の補助事業を活用しながら接種費用の助成を行います。

### 5-(2)-② 「育てにくさ」への支援

発達障がいの有無にかかわらず、親が育てにくいと感じる子どもの対応方法について、子ども発達支援センターや子ども育成課、児童館等関係機関と連携しながら支援します。さらに、保護者の心理的なフォローも充実させ、安心して子育てできるように支援します。

また、発達に課題のある子どもの早期発見から早期支援につなげる新たな仕組みを検討し、更なる連携を図ります。

## VII 関連個別計画

- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）
- 第二期特定健康診査等実施計画



介護予防教室の様子